

(仮称) 次世代型スポーツ施設整備事業
特定事業の選定の取消しについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき特定事業として選定した（仮称）次世代型スポーツ施設整備事業について、特定事業の選定を取消したので公表する。

令和 7 年 1 月 22 日

さいたま市長 清水 勇人